

9月20日～26日は動物愛護週間です。



ペットを飼う前の注意



▶命を預かり、一生面倒を見るには、お金も時間も必要です。可愛いからと軽い気持ちで飼うのではなく、寿命や習性、必要な環境、アレルギーなどを必ずきちんと調べた上で飼いましょう。

MEMO 犬猫を捨てることは、100万円以下の罰金に処せられる犯罪。どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探す義務があります。



犬のフンの始末



▶散歩の時は必ず袋やスコップを持ち歩き、どのような場所であってもフンをそのまま放置してはいけません。他人の家の玄関前や庭先、公共の場所を汚さないよう気を付けてください。

MEMO 町では看板を設置し“フンの放置ゼロ”を目指していますが、今だに苦情が後を絶ちません。マナーと責任を持った行動をお願いします。

のら猫への無責任な餌やり



▶餌があると猫はその場所に集まります。排泄物の始末や不妊去勢手術をしないまま、のら猫へ餌をやり続けるのは、近所迷惑になるだけでなく、不幸な猫を増やすことにもなります。

MEMO 猫は1匹が生涯50～100頭を生むと言われるほど繁殖力のある動物。不妊去勢手術をしないと、のら猫はどんどん増えてしまいます。



犬猫の放し飼い



▶昼夜問わず、一時的であっても放し飼いはしてはいけません。犬の散歩中はリードをしっかり持ち、周囲の人への配慮をお願いします。また、猫は基本的には屋内で飼育してください。

MEMO 「動物の愛護及び管理に関する法律」では、飼い主はペットが他人に危害を加えないよう飼育しなければならないと定められています。



ペットを飼うということは
その一生に責任を持つということ。
生涯愛情を注ぎ、近所に迷惑をかけるのが、
飼い主の最低限のマナーです。